

【はじめに】

今回は「引当金」について解説しました。これから決算を迎えるに当たり、決算整理・訂正仕訳は特に重要な作業となります。前回の引当金の会計処理も決算整理仕訳の1つとなりますが、今回はその他の「決算整理」について解説します。

【Contents】

1. 決算整理について
2. 減価償却費の計上について
3. 固定（長期）から流動（短期）への振替について

1. 決算整理について

○決算整理とは

予算執行が終了して官庁会計決算が確定した後（出納整理期間後）に行う、複式簿記・発生主義による会計処理の決算作業をいいます。具体的な作業内容は、大きく分けて下記の2点になります。

- (1) 正確な財務諸表を作成するための点検作業
- ① 財務会計システムのデータ点検
 - ② 固定資産台帳システムとのデータ照合

- (2) 現金収支を伴わない発生主義による仕訳等の入力
- ① **減価償却費の計上**
 - ② 不納欠損引当金
 - ③ 貸倒引当金
 - ④ 賞与引当金
 - ⑤ 退職手当引当金
 - ⑥ **固定（長期）から流動（短期）への振替**

上記に記載の通り、前回の第11号で掲載した引当金の処理も決算整理の一部となっています。

そこで、今回は引当金以外の、「①減価償却費の計上」と「⑥固定（長期）から流動（短期）への振替」について確認をしていきます。

2. 減価償却費の計上について

○減価償却とは

建物や物品などの償却資産は、使用したり時間の経過によって価値が減少していきます。この価値の減少分について使用見込み期間（耐用年数）にわたり費用として計上し、同時に固定資産の帳簿価額を減額させます。この手続きを「減価償却」といい、このとき計上する費用を「減価償却費」といいます。その額は「取得価額」、「残存価額」、「耐用年数」の3つの要素を用いて計算します。

減価償却は複数の方法がありますが、本市では、一定額を毎年減額していく計算方法である「定額法（償却率）」を採用しています。

なお、使用することによる価値の減少がない非償却資産（土地など）については、減価償却を行いません。

性質別分類	定義	具体例
償却資産	使用や時の経過を通じて価値が減少する資産。 減価償却を通じて、取得価額が耐用年数にわたり費用配分される。	建物、工作物、ソフトウェア、リース資産等
非償却資産	使用や時の経過を通じて、価値が減少しない資産。 減価償却は行わない。	土地、美術品、地上権等

○なぜ減価償却が必要なのか

資産取得のために要した投資額を一時点で費用（歳出）にしてしまうと、費用が発生する期間と、資産を使用することで得られる収入が発生する期間が対応しくなくなります。

つまり、行政サービスを提供するために建設した固定資産（庁舎など）を使用することで発生した費用が、行政サービスを提供することで獲得された収入（住民票発行手数料など）でどの程度賄われているかを計算するため、費用が発生する期間と収入が発生する期間を対応させる必要があります（費用収益対応の原則）。

発生主義に基づく費用と収入の期間対応を図ることが目的であり、予算執行のような資金的な観点ではないことに留意してください。

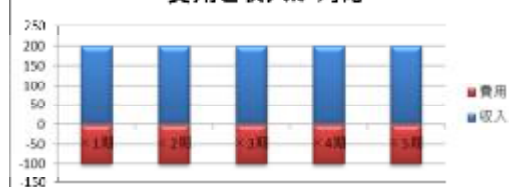
【計算方法】（定額法）

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{①取得価額} - \text{②残存価額}}{\text{③耐用年数}}$$

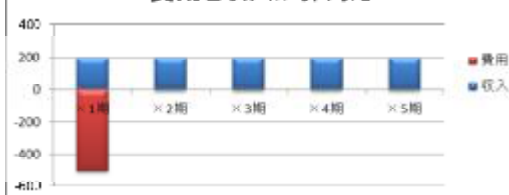
- ① 取得価額：「取得原価」（取得時点の固定資産の価値）
- ② 残存価額：耐用年数経過後の固定資産の価値（本市では、有形固定資産は1円、無形固定資産は0円）
- ③ 耐用年数：固定資産の利用可能年数（耐用年数表より記載）

<イメージ図>

費用と収入が対応



費用と収入が非対応



＜計算例＞

X年4月30日に印刷機1,800を購入、検収し、運搬費200を支払った（印刷機の耐用年数は5年）。

【計算式】

$$\frac{(\text{購入価額}1,800 + \text{付随費用}200) - \text{残存価額}^1}{\text{耐用年数}(5\text{年})} = \text{減価償却費}400$$

【仕訳】

(借方) 減価償却費400 / (貸方) 減価償却累計額400
(費用の発生) (資産のマイナス勘定)

① 固定資産計上時 X年度

貸借対照表	
物品	2,000

② 減価償却費計上後 (X+1)年度

貸借対照表	
物品	1,600
行政コスト計算書	
減価償却費	400

※郡山市では、減価償却費＝取得価額×償却率 で計算しています。 償却率：減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表

※減価償却費は、公会計システムの「決算仕訳自動登録」で自動計算されますので、資産を所有する所属において計算する必要はありません。

3. 固定（長期）から流動（短期）への振替について

貸付金や地方債など流動・固定の区分があるものは、決算整理における照合作業を円滑に行うため、全て「固定」に計上しているため、一年以内に回収・償還される金額を複式仕訳により、「固定」から「流動」に振り替えます。

具体的には、資産のうち減債基金及び貸付金、負債のうち地方債、借入金及びリース債務については、一年以内に回収・償還される金額は「流動」に、回収・償還が一年を超えてなされる金額は「固定」に計上します。

一般的に、「一年」を基準として流動及び固定の区分をしていることから、「一年基準（ワンイヤールール）」と呼ばれています。

○なぜ固定から流動への振替が必要なのか

上記のように、流動・固定に区分してもしなくても、合計金額は同じであるため、決して誤った決算報告ではありません。では、どうして区分しなければならないのでしょうか。

住民から税金等を負担してもらった地方自治体では、住民に対して財政状態や事務事業にかかったコストを報告する必要があります。その際に、流動・固定に区分することで、住民や金融機関といった関係者によりわかりやすい報告をすることが可能になります。

例えば、資産の科目である貸付金を流動と固定に区分することで、来期に回収できる金額がいくらかを把握することができます。負債の科目である借入金を区分することで、来年の負担に対してどのくらいお金を持っているかがわかります。これは、住民だけでなく、地方自治体にとってもマネジメントをする上で有用な情報となります。さらに、決算数値を用いて財務分析を行う上でも、流動と固定を区分することで、より実態に即した分析を行うことが可能になります。

なお、流動・固定の区分が必要な資産・負債は下記の通りです。

区分	科目	流動科目の名称	固定科目の名称
資産	減債基金	減債基金	減債基金
	貸付金	短期貸付金	長期貸付金
負債	地方債	地方債	地方債
	借入金	短期借入金	長期借入金
	リース債務	リース債務	リース債務

＜計算例＞

X1年度末決算作業で、地方債(固定)15,000のうち、翌年度中に償還する予定の1,000について、固定負債から流動負債に振り替えた。

【仕訳】

(借方) 地方債 1,000 / (貸方) 地方債 1,000
(固定負債の減) (流動負債の増)

① 振替前

貸借対照表	
...	
固定負債	
地方債	15,000

② 振替後

貸借対照表	
流動負債	
地方債	1,000
固定負債	
地方債	14,000

※固定から流動への振替仕訳は公会計担当で行います。なお、振替仕訳作成や残高照合等を行うため、財政課から各所属に振替額や残高等を照会いたします。

今後の予定

時期	内容
3月末～4月	固定資産台帳の更新
5月～6月	減価償却費の計算（公マネ課）

◎ご質問等がございましたら、財政課までお問合せください。

連絡先：財政課 TEL:924-2908 FAX:931-3245 E-mail: zaisei@city.koriyama.fukushima.jp